

日医発第 284 号 (情シ) (保険)
令和 7 年 5 月 14 日
都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

オンライン資格確認の導入のための医療機関・薬局への財政支援について
(周知依頼)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
令和 7 年度のオンライン資格確認に関する医療機関への財政支援につきまして、周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

- 昨年度につづき行われる補助は、
- ・訪問診療等における医療機関・薬局に対する財政支援
 - ・オンライン診療等における医療機関・薬局に対する財政支援
 - ・居宅同意取得型の資格確認を行う医療機関・薬局に対する財政支援（外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等）におけるオンライン資格確認）
 - ・オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）に対する財政支援
- となります。補助の金額等の詳細に関しては別添資料をご確認ください。

また、今年度新たな補助として、
・顔認証付きカードリーダー等の機器が故障した時等のオンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入費用への一部補助
を令和 7 年 7 月頃に申請受付を開始する予定であり、補助申請には領収書が必要となるとのことです。また、補助金の申請期限は令和 8 年 1 月 15 日です。

詳細は「医療機関等向け総合ポータルサイト」等でもお知らせするとのことで
すが、内容が定まりましたら本会からも別途お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、
貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜ります
ようお願い申し上げます。

以上

【別添資料】

- ・【事務連絡】オンライン資格確認の導入のための医療機関・薬局への財政支援について（周知依頼）

事務連絡
令和7年5月12日

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 日本精神科病院協会

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

オンライン資格確認の導入のための医療機関・薬局への財政支援について
(周知依頼)

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。
令和6年12月2日より従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、オンライン資格確認等システムを用いた、マイナ保険証(マイナンバーカードの健康保険証利用をいう。以下同じ。)を基本とする仕組みに移行したところです。

患者がマイナ保険証を利用できる環境を整えるため、医療機関等においてオンライン資格確認ができるよう、訪問診療等を行う医療機関等におけるオンライン資格確認の導入支援として、令和7年度も財政支援を継続して行うことといたしました。

補助対象は訪問診療等、オンライン診療等、外来診療等(通常とは異なる動線・機器故障時等の資格確認)におけるオンライン資格確認(居宅同意取得型)の導入、義務化対象外施設におけるオンライン資格確認(資格確認限定型)の導入に必要な機器等の費用となります。補助金額等の詳細に関しては別添資料をご確認ください。

補助金の申請は「医療機関等向け総合ポータルサイト」から行っていただきますが、今年度新たに補助対象となる、顔認証付きカードリーダー等の機器が故障した時等のオンライン資格確認(居宅同意取得型)の導入費用への一部補助につきましては、令和7年7月頃に申請受付を開始する予定です。詳細は、「医療機関等向け総合ポータルサイト」等でお知らせする予定ですが、補助申請の際は領収書が必要となりますので、申請開始までは大切に保管ください。

なお、補助金の申請期限は令和8年1月15日です。

貴会におかれましては、これらの内容についてご了知いただくとともに、貴会員に対し周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

【医療機関等向け総合ポータルサイト】
<https://iryohoken.jyoho.service-now.com/csm>

また、訪問診療等及びオンライン診療等に関しては令和6年12月1日までオンライン資格確認の義務化に関する経過措置を設けておりましたが、それ以降は患者からオンライン資格確認を求められた場合には応じる義務があります。

訪問診療等やオンライン診療等の機能は、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面から、設定を変更していただくことで利用できますので、あわせて周知いただきたく、ご協力のほどお願ひします。

【別添一覧】

1. 訪問診療等（訪問診療若しくは訪問薬剤管理指導）
2. オンライン診療等（オンライン診療若しくはオンライン服薬指導）
3. 外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等の資格確認）
4. 義務化対象外施設

参考1：訪問診療等の概要

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010110

参考2：オンライン診療等の概要

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010235

参考3：外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等の資格確認）の概要

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011705

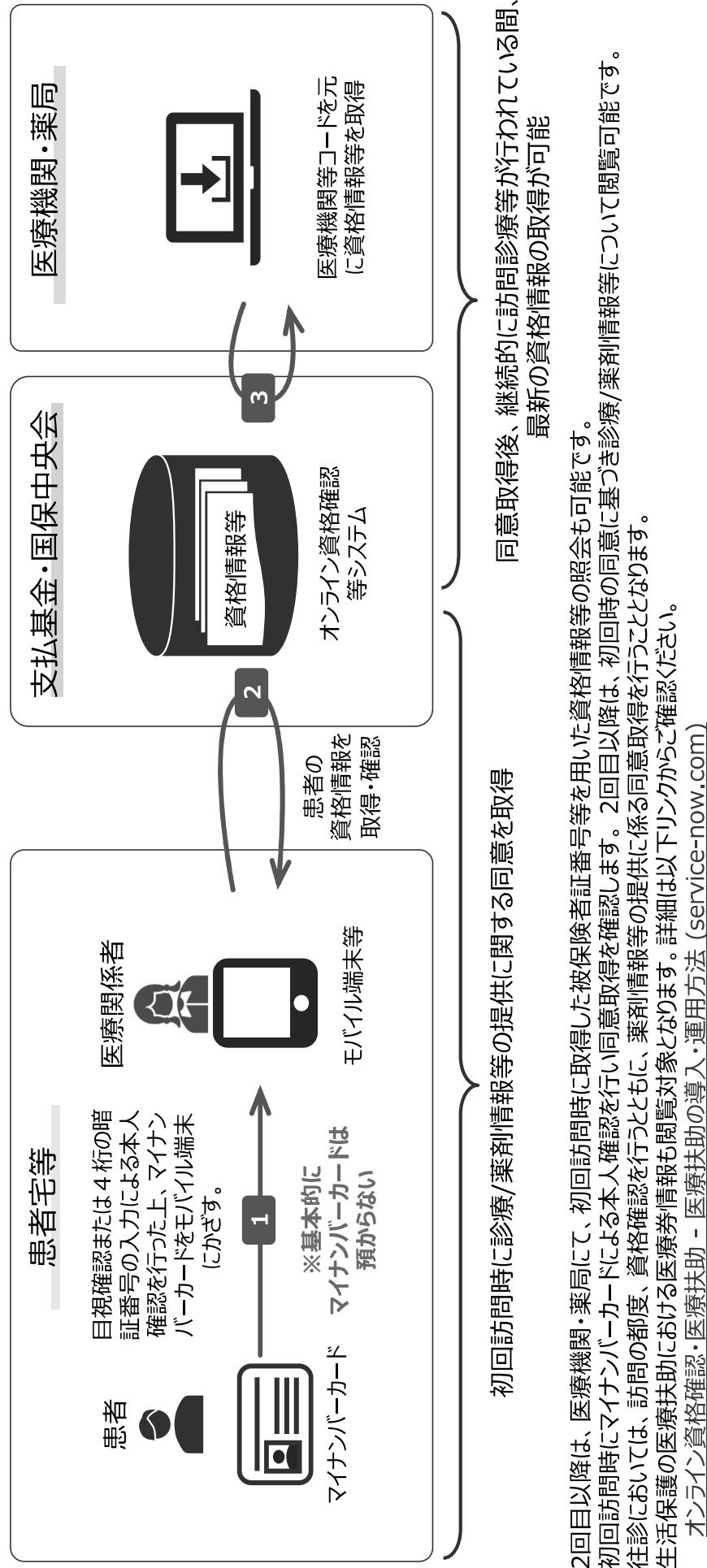
参考4：義務化対象外（紙レセプト請求等）の保険医療機関・薬局向けオンライン資格確認（資格確認限定型）の概要

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010117

以上

訪問診療等におけるオンライン資格確認の概要

- 訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）では
- モバイル端末等によるオンライン資格確認が可能となり、患者宅等でも保険資格を確認できます。
 - 2回目以降の訪問においては、当該医療機関等との継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間、医療機関等において再照会機能を活用した資格確認を行うとともに、薬剤情報等については、初回時の患者の同意に基づき取得可能です。



訪問診療等における医療機関・薬局に対する財政支援 (地域診療情報連携推進費補助金)

1. 事業内容

- 医療機関・薬局における居宅同意取得型の利用に必要な以下の費用を支援する。
 - ① 患者宅等でのマイナンバーカードの読み取りや資格確認等のためのモバイル端末等の導入
 - ② レセプトコンピュータの改修等

2. 補助内容

	補助率	補助限度額 (訪問診療・訪問服薬指導等)
病院	1／2	41.1万円 事業額上限82.2万円
大型チェーン薬局	1／2	8.5万円 事業額上限17.1万円
診療所・薬局	3／4	12.8万円 事業額上限17.1万円

※ 事業額上限は、モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修等：78.1万円（病院）／13万円（診療所・薬局）

3. 補助金の申請期限

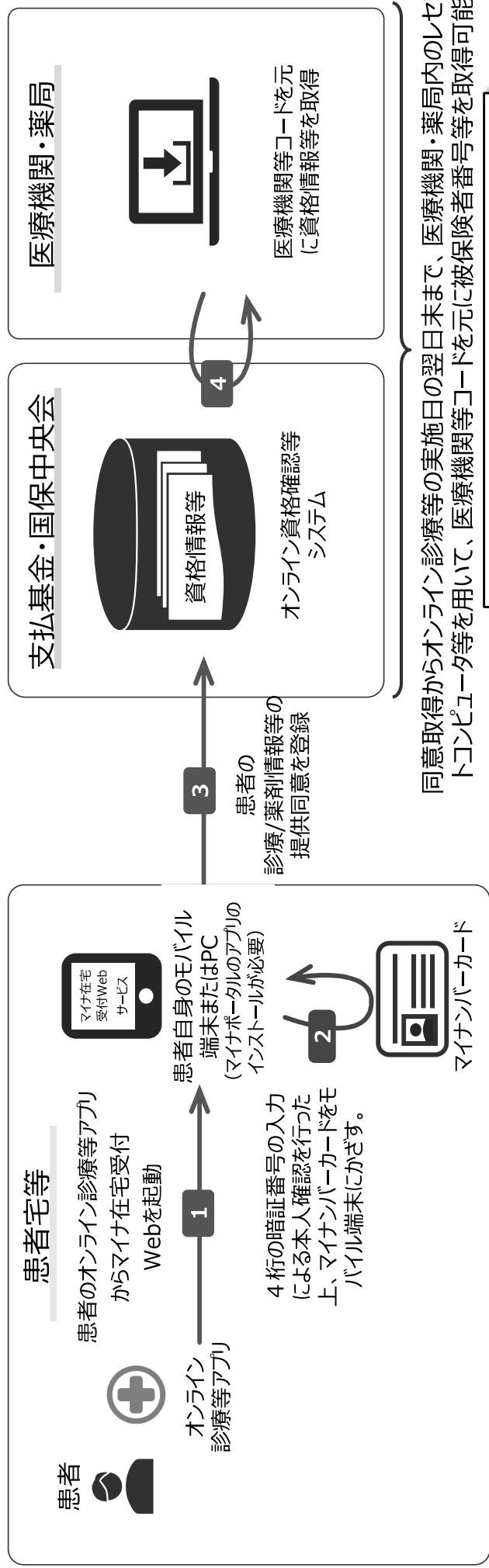
- 令和8年1月15日まで

※ 訪問診療等とオンライン診療等の両方を導入した場合は、両方の財政支援をご活用いただけます。

オンライン診療等におけるオンライン資格確認の概要

別添2

- オンライン診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）では、マイナンバーカードを利用して患者自身のモバイル端末等やPCを用いて、マイナ 在宅受付Webを通じて資格情報等を取得することができます。
- マイナンバーカードを活用して情報閲覧の同意を患者から取得すると、医療機関・薬局内では同意取得時からオンライン診療等の実施日の翌日未まで診療/薬剤情報・特定健診情報の取得が可能となります。



医療機関・薬局にて取得可能な情報例

- 氏名、性別、生年月日、住所
- 被保険者証区分
- 被保険者記号番号/枝番/証区分
- 被保険者証有効開始/終了年月日
- 保険者名
- 負担割合情報

※ 生活保護の医療扶助における医療券情報も閲覧対象となります。
詳細は以下リンクからご確認ください。
オンライン資格確認・医療扶助 - 医療扶助の導入・運用方法 (service-now.com)

オンライン診療等における医療機関・薬局に対する財政支援 (地域診療情報連携推進費補助金)

1. 事業内容

- 医療機関・薬局における居宅同意取得型の利用に必要な以下の費用を支援する。
➤ レセプトコンピュータの改修等

2. 補助内容

	補助率	補助限度額 (オンライン診療・オンライン服薬指導)
病院	1／2	39万円 ※事業額上限78.1万円
大型チェーン薬局	1／2	6.5万円 ※事業額上限13万円
診療所・薬局	3／4	9.7万円 ※事業額上限13万円

※ 事業額上限は、レセプトコンピュータの改修等：78.1万円（病院）／13万円（診療所・薬局）

3. 補助金の申請期限

- 令和8年1月15日まで

※ 訪問診療等とオンライン診療等の両方を導入した場合は、両方の財政支援をご活用いただけます。
※ オンライン診療等と通常とは異なる動線（機器故障時等を含む）は同様のシステムとなるため、いずれかでシステム改修を行っている場合（は追加での改修は不要であり、追加での補助対象となりません。
(機器故障時等の利用に関する補助金申請の受付開始は令和7年7月頃を予定)

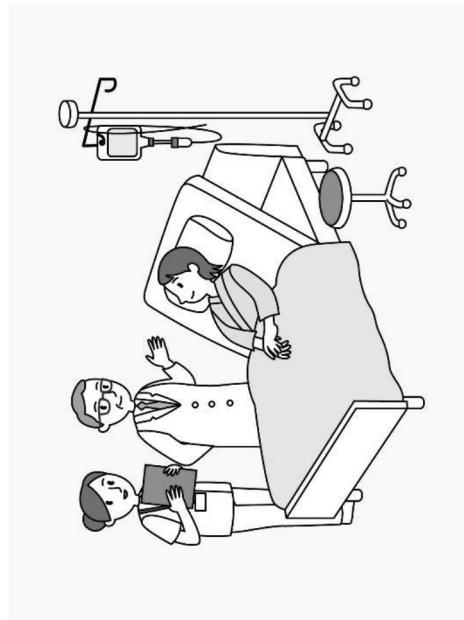
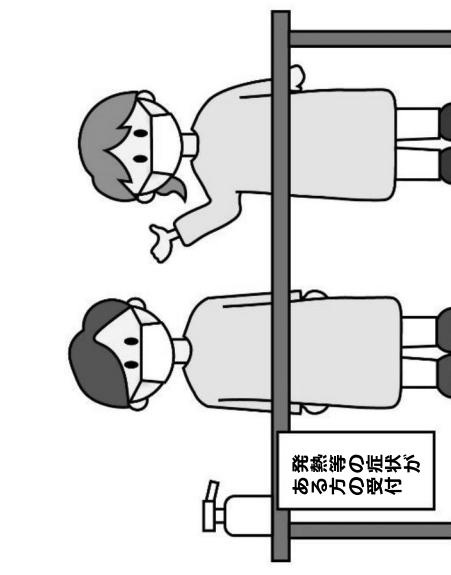
外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等）におけるオンライン資格確認

通常とは異なる動線で資格確認を行う必要がある場合や、機器（顔認証付きカードリーダー）故障時や、車いす等の利用者や高齢者・障害者など、顔認証付きカードリーダーの操作が困難な場合等には、モバイル端末等を活用することでオンライン資格確認が可能になります。

①発熱や風邪症状のある患者に対して、通常とは異なる動線で資格確認を行うケース

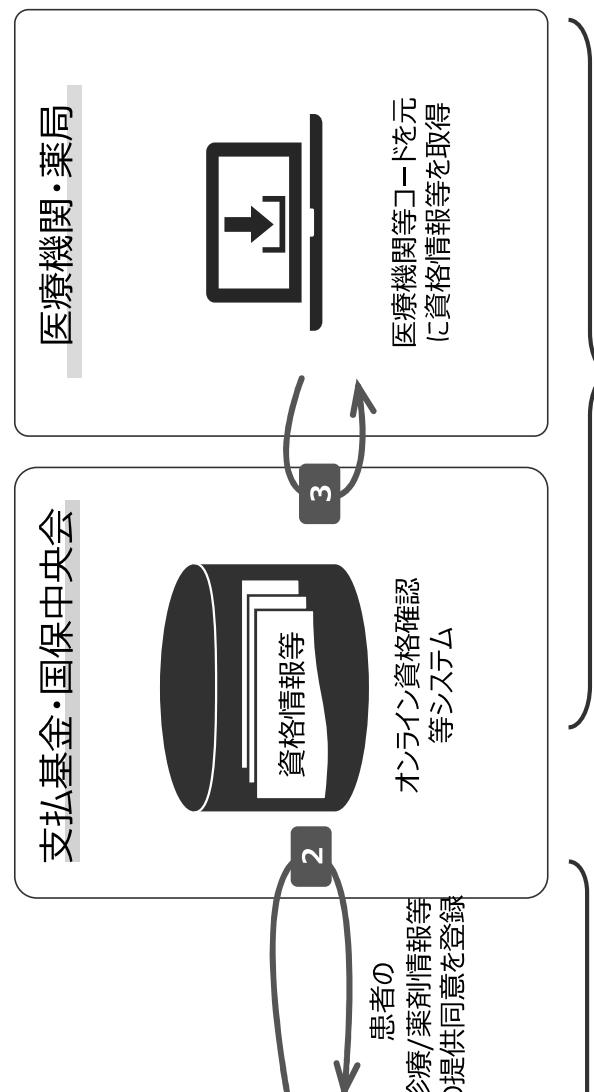
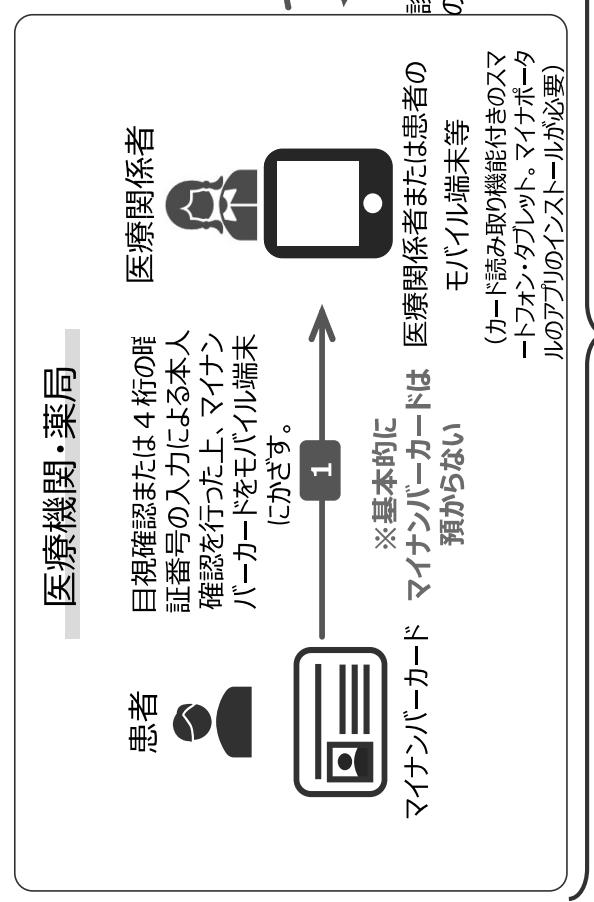
②緊急入院により受付窓口で資格確認を行わずに入院した場合の資格確認を病室において実施するケース

③車内に患者がいる状態で診療や服薬指導等を実施するドライブスルー方式の運用を行っているケース



外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等）におけるオンライン資格確認

- 外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等）におけるオンライン資格確認の仕組みでは
- ・マイナンバーカードとモバイル端末等を用いることで、資格情報等の取得が可能となります。
 - ・マイナンバーカードを活用して情報閲覧の同意を患者から取得すると、医療機関・薬局内では同意情報登録後から診療日の翌日未まで診療/薬剤情報・特定健診情報の取得が可能となりました。



※ 生活保護の医療扶助における医療券情報も閲覧対象となります。
詳細は以下リンクからご確認ください。
オンライン資格確認・医療扶助 - 医療扶助の導入・運用方法 (service-now.com)

- レセプトコンピューター等にて取得可能な情報例
- ・氏名、性別、生年月日、住所
 - ・被保険者証区分
 - ・被保険者記号番号/枝番/証区分
 - ・被保険者証有効開始/終了年月日
 - ・保険者名称
 - ・負担割合情報

居宅同意取得型の資格確認を行う医療機関・薬局に対する財政支援 (地域診療情報連携推進費補助金)

第193回 社会保険審議会医療保険部会
(令和7年4月3日) 資料(一部修正)

1. 事業内容

- 医療機関・薬局における居宅同意取得型の利用に必要な以下の費用を支援する。
 - ① 顔認証付きカードリーダーの故障時等にマイナンバーカードの読み取りや資格確認等のためのモバイル端末等の導入
 - ② レセプトコンピュータの改修

2. 補助内容

	補助率	補助限度額 (居宅同意取得型で資格確認を行う 医療機関・薬局)
病院	1／2	41.1万円 事業額上限82.2万円
大型チェーン薬局	1／2	8.5万円 事業額上限17.1万円
診療所・薬局	3／4	12.8万円 事業額上限17.1万円

※ 事業額上限は、モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：78.1万円（病院）／13万円（診療所・薬局）

※ 既に通常とは異なる動線での居宅同意取得型の利用について補助を受けている医療機関等は、追加の改修を行わなくても、機器故障時等において居宅同意取得型の利用が可能であり、追加での補助対象となります。

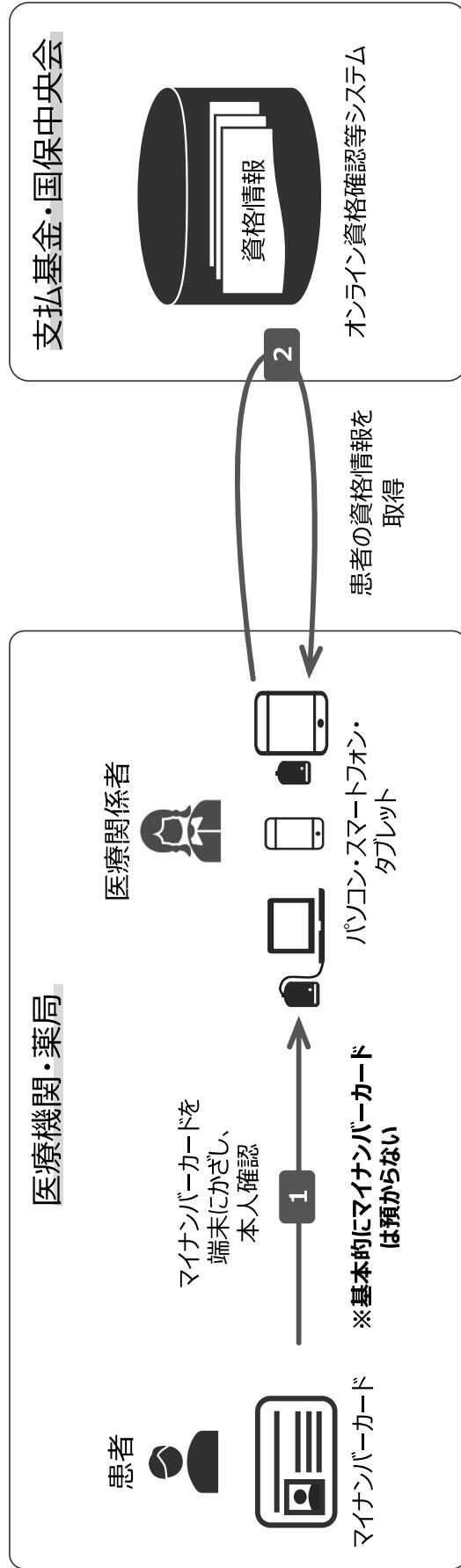
※ 機器故障時等の利用に関する補助金申請の受付開始は令和7年7月頃を予定。

オンライン資格確認義務化対象外の医療機関・薬局における簡素な資格確認の仕組み）の概要

別添4

オンライン資格確認（資格確認限定期型：簡素な資格確認の仕組み）とは、マイナンバーカードを用いて利用者の資格情報のみを取得できる仕組みです（利用者の診療情報等は取得しません）。

実施機関が配信する専用のアプリ（マイナ資格確認アプリ）を、事前に利用申請したパソコンやスマートフォン、タブレットに登録（インストール）していただき、必要に応じて市販の汎用カードリーダーと組み合わせることにより、マイナンバーカードを読み取ってオンライン資格確認を行うことが可能となります。



オンライン資格確認（資格確認限定期型：簡素な資格確認の仕組み） に対する財政支援（地域診療情報連携推進費補助金）

1. 事業内容

- オンライン資格確認（資格確認限定期型：簡素な資格確認の仕組み）に必要な機器（パソコン等に接続する汎用カードリーダー、スマートフォン、タブレット）の導入を支援する。

2. 補助内容

- 補助額は最大3.1万円（事業費に対し3/4の補助）

3. 補助金の申請期限

- 令和8年1月15日まで

補助金の申請には、医療機関等向け総合ポータルサイトにアカウント登録と申請が必要。

※ 対象の機種については、以下の「（更新）【お知らせ】マイナ資格確認アプリを利用する際に必要な機器について」をご確認ください。
（更新）【お知らせ】マイナ資格確認アプリを利用する際に必要な機器について（クリックでポータルサイト掲載記事へ）

オンライン資格確認の義務化対象外施設における保険資格確認の方法について

- 令和6年（2024年）12月2日以降、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナーバーカードを健康保険証として利用すること（以下「マイナ保険証」という。）を基本とする仕組みに移行しています。
- 12月2日以降における医療機関等の窓口での取扱いとしては、以下のとおりです。
 - オンライン資格確認を未導入の場合（は、マイナ保険証のみでは資格情報の確認ができないため、利用者には「マイナポータルの画面（医療保険の資格情報）」又は「資格情報のお知らせ」をあわせて提示いただく必要があります。
 - 一方、オンライン資格確認（資格確認限定型：簡単な資格確認の仕組み）を導入済の場合は、マイナ保険証のみで資格情報を確認できるという点も踏まえ、ぜひ導入をご検討ください。

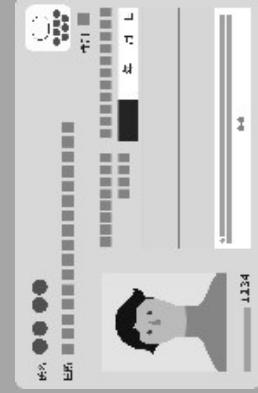
オンライン資格確認 未導入の場合

健康保険証 (~2025.12/1)



オンライン資格確認（資格確認限定型）導入済の場合

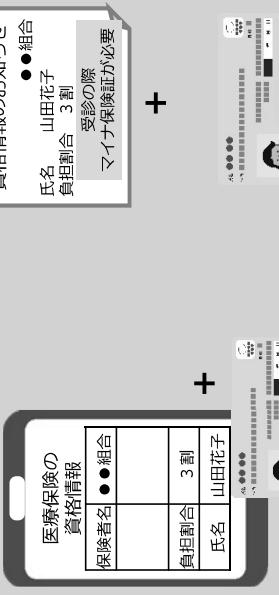
マイナ保険証



※追加で健康保険証の提示は不要
※何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかつた場合、「マイナポータル画面（PDF会話）+マイナンバーカード」または「資格情報のお知らせ+マイナンバーカード」で資格確認を実施

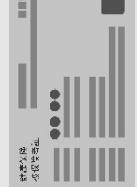
マイナポータル画面 資格情報のお知らせ

※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可



※追加で健康保険証の提示は不要

健康保険証 (~2025.12/1)



資格確認書 (2024.12/2~)



※追加で健康保険証の提示は不要
※何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかつた場合、「マイナポータル画面（PDF会話）+マイナンバーカード」または「資格情報のお知らせ+マイナンバーカード」で資格確認を実施